



Global Tax Update

インド

税理士法人トーマツ

2015年5月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

モディ首相率いるインド政府は、2015年2月28日、2015年予算案の中で初の本格的な改革案を発表した。所得税改正案は2015年財政法案の中に含まれており、国会審議の中で政府は、外国法人への追加の税制優遇措置を規定する修正案を提出した。本ニュースレターではこれらの修正案について概説する。

1. インド外国法人に対する最低代替税の免除

最低代替税 (Minimum Alternate Tax: 以下「MAT」) は、課税所得に対する通常の法人税額が会計上の利益の18.5%よりも少ない企業に課される税である。税率は18.5%で、サーチャージおよび教育目的税も課される。また内国法人および外国法人の両方に課される。

当初、2015年財政法案では、外国機関投資家(FII)の長期および短期のキャピタルゲイン(証券取引税を納税するものに限る)についてのみ、MATを免税とすることを提案していた。

しかし、今回政府は、MAT免税措置を外国法人にまで拡大し、外国法人が稼得する証券・株式の取引からのキャピタルゲイン、ロイヤルティーおよび技術役務料金に対する適用法令に基づく税率が18.5%未満の場合には、MATの課税対象から除外するよう提案している。

前記修正は2015年4月1日から適用される。

2. 法人の居住性判定

現行の税法で、法人は、「その業務の支配および管理がすべて(wholly)インドに所在している場合、インドに居住しているとされる」と規定されている。2015年2月28日に発表された2015年財政法案ではこれを、「法人はその実質的な管理の場所が当該年のいずれかの時点で(at any time in the year)インドにある場合にインドに居住しているとされる」と修正するよう提案していた。

しかし、この度政府はこの基準を緩和し、2015年修正財政法案の中で、当該定義から「いずれかの時点で(at any time)」という言葉削除するよう提案した。これにより、法人は、「その実質的な管理の場所がインドに所在する場合、インド居住者とされる」ことになる。

修正財政法案は既に下院で可決されているため、近く、大統領の認可取得後、成立する予定である。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

税理士法人トーマツ インド室

パートナー 林 博之 hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp

ニュースレター発行元

税理士法人トーマツ

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。